

～税務のチェックポイント Q&A130

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

新卒社員のスポーツ選手としての育成費用について

〈内容〉

顧問先の甲社は、警備保障会社ですが、今期から新卒のスポーツ選手A（種目はマラソンであり、甲社の役員や株主等との親族関係はない。）を社員として採用し、競技活動を支援することになりました。

Aは、甲社の総務部に籍を置きますが、通常は総務業務等には従事せず、専ら練習に励み、競技大会に出場する場合には、甲社の社名入りのユニフォームを着用してPRなど広告塔の役割を果たすことになります。

Aには一般社員と同様に給料を支払い、各種社会保険に加入させるほか、施設使用料、用具代、旅費交通費などの競技関係費用も負担することとしています。

このようなケースにおいて、甲社がAに支払う給与や競技関係費用については、法人税法上、全額給与等として損金の額に算入して差し支えないでしょうか。それとも、寄付金等として取り扱うべきでしょうか。

『答』

Aは、甲社の総務部に籍を置きますが、通常は総務業務等には従事せず、専ら練習に励み、競技大会に出場する場合には、甲社の社名入りのユニフォームを着用してPRなど広告塔の役割を果たすと認められますから、その業務への従事の対価として甲社がAに支給する給料については、税務上も給与として取り扱うのが相当と考えられます。

また、競技関係費用は、甲社における広告宣伝費等として支出時の損金の額に算入するのが相当と考えられます。

(解説)

- 1 一般的には雇用契約は、諾成の双務契約であり、民法第623条において「雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる」と規定されており、この場合の労働の対価すなわち報酬は、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与として支給され、税務上は給与所得に該当するものとされています（所法28①）。

2 ご質問のケースにおいての甲社に雇用されるAは、甲社の総務業務等には従事せず、専ら選手として携わる陸上競技の練習に従事し、競技大会等においてはユニフォーム等に甲社の社名を掲げ、甲社のPRなど広告塔としての役割を担うものとされていますので、その業務への従事の対価として甲社がAに支給する給料については、税務上も給与として取り扱うのが相当と考えられます。

そして、Aは役員や特殊関係使用人に該当しないことから、一般社員として不相当に高額か否かにかかわらず、その給与の額の全額が損金の額に算入されるものと考えられます。

また、競技関係費用は、Aに甲社の広告塔としての役割を發揮させるための費用と認められることから、甲社における広告宣伝費等として支出時の損金の額に算入するのが相当と考えられます。

3 なお、寄付金とは、法人税法第37条第7項において、「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与または無償の供与」とされ、いわば、対価性のない支出をいうものと解されますので、Aは甲社の総務業務等における業務には従事しませんが、上記2のとおり、Aに対する給料は、甲社の総務業務等以外における業務（競技練習、競技参加及び社名入りユニフォームの着用による広告活動）に従事することの役務提供の報酬として、また、競技関係費用は、Aに甲社の広告塔としての役割を發揮させるための費用として、いずれも対価性を有するものと認められることから、寄付金には該当しないものと考えられます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。